

■議案第45号 平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（厨房機器）売買契約の締結について

【要旨】

「道の駅めぐり窪川」の主力商品である豚まん及びシューマイについては、量販店等から多くの需要があるものの、施設の老朽化や製造能力の点から現状以上の増産ができず、長期的に機会損失が生じています。

このため、加工場を新設することにより、商品の増産と安定供給が行える生産体制を確立するとともに、主原料である町内産豚肉の付加価値を高めること等を通じて、町内の6次産業化を積極的に推進していくこととしています。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（厨房機器）
納 入 場 所	四万十町 平串 地内
契 約 金 額	118,030,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,730,000 円）
契約の相手方	住所 南国市蛸が丘二丁目2番地3 氏名 株式会社 丸三 代表取締役 岡内 聡典
購 入 物 品	厨房機器一式 ・ 蒸気式回転炒め機 ・ 自動包餡機 ・ 正ピロー包装機 ・ 冷蔵冷凍庫等 その他豚まん製造ラインに係る機器一式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。